

川西町立川西中学校部活動方針

1 川西町立川西中学校部活動基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動のよさに触れることで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

2 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- ① 平日：1日以上（毎週月曜日、木曜日は、一斉休養日とする）
- ② 週休日等：1日以上（原則として、日曜日を休養日とする）
- ③ 学校間での練習試合は、できるだけ土曜日に設定する。
- ④ 各種大会への参加により、日曜日も活動を行わなければならない場合は、月曜日の他、平日にもう一日休養日を設ける。
- ⑤ 中体連主催大会等4週間前から特別強化期間を設定する場合には、少なくとも週一日の休養日を設定したうえで、年間活動計画に休養日の振替えを示す。

(2) 活動時間

- ① 平日：2時間程度とする。
- ② 週休日等：3時間程度とする。

(3) 長期休業中の休養日について

- ① 長期休業中も、原則日曜日と月曜日の週2日間を休養日とする。大会等への参加により休養日がとれなかった場合は、直近の土曜日または火曜日を休養日とする。
- ② 上記2-(1)⑤との関連もあり、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、年間活動計画に示す。

(4) 始業前練習について

- ① 禁止とする。

(5) その他

- ① 定期考査3日前から、定期考査最終日前日までを部活動休止日とする。
- ② 中体連主催大会等4週間前から特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え年間計画に示す(8/11-14、12/29-1/3 以外に)。

3 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 部顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応

援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

- (3) 運動部顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記2の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (4) 運動部顧問は、上記に示したような「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

4 大会参加、県外遠征等について

- (1) 中体連主催大会以外の大会に向けて特別強化期間が必要な場合には、必ず校長の承認を得る。
- (2) 主催者が中学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征、宿泊等を要する合宿等を実施するときは、実施計画書を作成し、あらかじめ校長の承認を得た上で教育委員会に事前に届け出る。

5 年間計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、毎年度、始業式より1週間以内に年間の活動計画を作成して提出する。
- (2) 部活動顧問は、毎学期末までに活動実績を提出する。

6 その他

- (1) 部活動運営委員会については、本校部活動検討委員会がその役割を兼ね、本方針に沿った部活動の取り組みの確認や評価を行い、必要に応じて改善に努める。
- (2) 部活動の運営では、保護者や教職員相互の理解と協力が必要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。
- (3) 部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割分担を明確にし、共通理解を図るよう努める。

※上記以外の事項については、川西町教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2020年10月1日より実施する。

付記:2020年9月24日一部改訂

2023年4月1日一部改訂